

## 議第 8 9 号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「年額5,000円以内の金品（以下「敬老金」という。）を贈呈」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額の敬老金を支給」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 次条第1号に該当する者 1万円
- (2) 次条第2号に該当する者 5万円

第4条中「前条の敬老金」の次に「の支給」を加え、「9月15日を基準とし、満75歳以上で本市に1年以上引き続き居住し、現に在住」を「次の各号のいずれかに該当」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 満77歳又は満88歳の者で、本市に1年以上引き続き居住し、現に在住するもの
- (2) 満100歳の者で、本市に1年以上引き続き居住し、現に在住するもの

### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の三島市総合福祉手当に関する条例第3条及び第4条の規定により贈呈すべき事由が生じた敬老金については、なお従前の例による。

平成28年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士